

(令和2年11月10日修正)

令和2年5月14日

独立行政法人農畜産業振興機構

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）について

【令和元年度第1～4四半期】

平成31年4月から令和2年3月までの算出期間（令和元年度第1～4四半期）における、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の（1）の規定により算出した標準的販売価格及び同（2）の規定により算出した標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を上回ったことから、その交付はありません。

記

算出期間	平成31年4月から令和2年3月まで
肉豚1頭当たりの標準的販売価格	36,284円/頭 (①)
肉豚1頭当たりの標準的生産費	<u>(誤) 33,926円/頭 (②)</u> <u>(正) 33,907円/頭 (②)</u>
肉豚1頭当たりの交付金単価 (参考)	— (①>②のため交付なし)

※ 表中の下線部は、配合飼料価格差補てん事業の令和元年度第4四半期に係る通常補てん積立金の免除を反映しておらず、計算に誤りがあり修正した値

連絡先

畜産経営対策部 養豚経営課

担当：須藤、奈良

電話：03-3583-1150